労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成二十七年十月十四日付けで国鉄西日本動力車労働組合執行委員長大江照己から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十九日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　争議行為の目的

賃金その他の労働条件の改善

二　争議行為の日時

平成二十七年十月三十日午前零時から本件の要求の問題解決に至るまでの期間

三　争議を行う場所

広島メンテック新幹線営業所において、国鉄西日本動力車労働組合員が従事する全職場

四　争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。